

桑名市告示第83号

桑名市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

(桑名市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 桑名市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱(令和2年桑名市告示第60号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改める。

第5条第1項中「2分の1」を「4分の3」に、「15万円」を「防犯カメラ1台当たり22万5千円」に改め、同条第2項中「補助金を交付する回数」を「対する補助金の対象となる防犯カメラの台数」に、「1回」を「5台を限度」に改める。

様式第2号中「

積算			
(A) × 1/2 (※千円未満切捨て)		円	(a)
上限額	150,000	円	(b)
(a) と (b) のいずれか小さい金額			
交付申請額			円

」を

「

申請台数		台	(B)
積算			
(A) × 3/4 (※千円未満切捨て)		円	(a)
上限額 ((B) × 225,000円)		円	(b)
(a) と (b) のいずれか小さい金額			
交付申請額			円

」に

改める。

第2条 桑名市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「4分の3」を「2分の1」に、「防犯カメラ1台当たり22万5千円」を「15万円」に改め、同条第2項中「対する補助金の対象となる防犯カメラの台数」を「補助金を交付する回数」に、「5台を限度」を「1回」に改める。

様式第2号中「

申請台数	台 (B)
積算	
(A) × 3 / 4 (※千円未満切捨て)	円 (a)
上限額 ((B) × 225,000円)	円 (b)
(a) と (b) のいずれか小さい金額	
交付申請額	円

」を

「

積算	
(A) × 1 / 2 (※千円未満切捨て)	円 (a)
上限額	150,000円 (b)
(a) と (b) のいずれか小さい金額	
交付申請額	円

」に

改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。